

間伐等の重点的な推進

地球温暖化防止対策については、京都議定書の第1約束期間(平成20年～平成24年)に入り、森林吸収目標である1,300万炭素トンの確実な達成に向け、政府全体として重要な政策課題となっており、国自らが率先して森林吸収量の確保に最大限努めて行くこととしています。

このため、国有林としては、民有林の動向も踏まえ、森林吸収量の算定対象となる「適切な森林整備が行われている森林(FM林)」を効果的かつ確実に増やしていくことにしています。

このような状況を踏まえ、近畿中国森林管理局においては、森林吸収量の算定対象となる森林を確実に増やしていくために、間伐を主体に森林整備を推進することとしており、特に若齢級の初回間伐を積極的に実施します。

森林吸収量の対象森林

考え方	具 体 的 な 森 林	
新規植林 再植林	1990年時点において、計画対象森林でなかった土地に植林等を行った森林	
森林経営 (FM林)	育成林	「森林を適切な状態に保つため1990年以降に行われる森林施業」が行われている森林
	天然生林	保安林、国立公園等に指定されている森林

FM : ForestManagement

平成20年度の近畿中国森林管理局の森林施業量

	平成20年度計画(ha)	対前年度比(%)
除 伐	1,000	52
間 伐	6,900	106



【間伐前】



【間伐後】

6,900haの間伐を実施することにより、9,300炭素トンの二酸化炭素が京都議定書の削減としてカウントされます。これは、約1,470万リットルのガソリン(125円/リットルとして約18.4億円)を燃焼した場合に発生するCO₂に相当します。

問い合わせ先
近畿中国森林管理局 森林整備課
担当：野久保、白川
TEL 050-3160-6775